

令和8年度オーストラリア市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務 仕様書

1 業務の名称

令和8年度オーストラリア市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務

2 業務目的

本協議会では、「雪の街の魅力」と「国際観光都市の魅力」が融合した、札幌ならではの「都市型スノーリゾートシティ」をブランド化し、インバウンドを始めとした観光客の増加及び滞在日数の延長等により、札幌の冬期における観光消費拡大を図ることを目的とした取組を進めている。

その中でオーストラリア（豪州）市場については、スキーへの関心度が非常に高く、一人当たりの旅行支出もトップクラスに高い市場であるほか、令和7年（2025年）12月からはカンタス航空によるシドニー～新千歳間の直行便が就航し、豪州からのアクセスが飛躍的に向上するという大きな機会を迎えているところ。

本業務では、毎年5月に開催されるSNOW TRAVEL EXPO（以下「STE」という。）出展等のB to C施策に加え、現地旅行事業者への継続的なアプローチを行うレップ事業によりB to Bを強化し、専門的な知見を持つ事業者が自治体の代理として質の高いセールスを展開しながら、魅力的な旅行商品の造成を促進することで、豪州からの冬季旅行者を増加させることを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日 から 令和9年（2027年）3月12日（金）

4 業務内容

(1) 豪州市場におけるレップ事業（B to B）

年間を通じた営業活動により、情報収集、認知度向上及び札幌への誘客チャネルの構築を図ること。なお、営業活動の対象は「旅行事業者」とし、「メディア（媒体社・報道機関）」や「インフルエンサー」へのアプローチ（メディアレップ等）は対象外とする。

ア 現地旅行事業者へのセールス活動

- ・ 主要ホールセラー及びスノー専門旅行会社等に対し、定期的な訪問・商談等を行い、札幌の最新情報を共有すること。
- ・ 対象とする事業者のうち、少なくとも一部については、豪州市場のみならず、北米市場をターゲットに持つ事業者を含め、将来的な北米市場への波及を考慮したネットワーク構築を行うこと。

イ 市場動向のモニタリング

- ・ 現地における訪日旅行の予約動向、競合リゾートの販促状況、直行便の利用状況等を収集・分析し、本協議会へフィードバックを行うこと。

ウ 定期報告

- ・ ア及びイの状況について、委託者に対し、少なくとも月に1回程度報告すること。

エ その他

- ・ ア～ウのほか、効果的と考える取組を実施すること。

(2) STE2026への出展補助（BtoC）

STE2026において、一般消費者に対し札幌の魅力を直接訴求し、目的地としての選択を促すこと。

ア 出展概要

(ア) メルボルン会場

日程：2026年5月17日（日）

ブースサイズ：W 6 m × D 3 m

(イ) シドニー会場

日程：2026年5月24日（日）

ブースサイズ：W 6 m × D 3 m

イ 受託者の役割

(ア) ブース運営の企画

- ・ ブースの設営、撤収及び運営に関する一切の業務を担うこと。
- ・ ブースは札幌のプロモーション及び旅行商品の販売を行うのに効果的なレイアウトとし、必要な装飾等を行うこと。
- ・ STE2026主催者が用意するブースのアップグレード「オプションD（下記リンク参照）」に申し込みを行う予定であることから、ブースの背面パネルについては、デザイン（入稿データ作成・指定箇所への入稿作業を含む）のみ受託者において実施することとし、背面パネルの造作は不要とする。

<https://snowtravelexpo.com.au/wp-content/uploads/2025/07/Snow-Travel-Expo-2026-Exhibitor-Upgrade-Options.pdf>

※ 主催者による更新があった場合は最新の情報に従うこと。

- ・ このほか、備品の手配や装飾物等のデザイン・造作については、費用を含めて受託者で対応すること。
- ・ 必要があれば、下図のタペストリー（3000×760mm程度）とスキー関連を含む観光動画データを、委託者から貸し出すことができる。



- ・ ブースのスペースを有効的に活用した、本業務の目的に資するプロモーションを企画し、実施すること。
- ・ ステージイベント（出展者から来場者等へのプレゼンテーション）の機会が生じた場合は、対応者を委託者と協議のうえ決定すること。
- ・ 各スキー場の比較表やゲレンデマップ、札幌の最新情報の資料等、ブースでのプロモーションに必要なツールをブース運営者の人数分作成し、用意すること。

(ウ) スタッフ・統括責任者の配置

- ・ ブースの運営にあたっては、日本語と英語が流暢に話せるスタッフを常時3名以上配置すること。
- ・ また、これらのスタッフに加えて、旅行業や札幌の観光情報、札幌のスキー場に精通し、ブース運営全般の統括責任者を1名配置すること。
- ・ 現地旅行事業者をスタッフとすることも可とする。

(エ) その他

- ・ ブースでは、SNSフォローキャンペーンなど、札幌のPRや来場者の興味を仰ぐ施策を企画し、実施すること。
- ・ このとき、メールアドレスを取得して継続的に発信する等、希望者に対して、STE2026終了後も札幌の情報や商品の内容を発信するなどの取組を企画し、実施すること。

ウ 出展にあたっての留意事項

- ・ STEの出展者利用規約などを確認するとともに、必要に応じて主催者等と連絡調整を行った上で、実施をすること。

<https://snowtravelexpo.com.au/exhibitor-information/terms-and-conditions/>

※ 主催者による更新があった場合は最新の情報に従うこと。

- ・ 出展時には、委託者からも数名が現地へ行くことを想定しているが、委託者が現地に行く際の飛行機や宿の手配については委託者で別途対応するため、本業務における費用には含めないこと。
- ・ また、出展料及び前述のオプション費は、委託者からSTE2026の主催者に直接支出するため、本業務の費用には含めないこと。

(3) 旅行商品造成・販売促進の実施

札幌がスキー旅行の目的地として選ばれるための質の高い商品を用意し、販売促進を行うこと。なお、造成する商品は豪州市場をメインターゲットとしつつも、北米市場も見据えた販売経路とすること。

ア STE2026の来場者を主なターゲットとした旅行商品の造成

- ・ 商品造成の形態は、現地旅行事業者との協業による造成を基本とするが、受託者自身による造成も可とする（両方を造成することも可）。

- ・ 別途、札幌市が令和8年度に実施する予定の「スキーバス実証実験事業」の動向に注視し、委託者と協議のうえ、同事業で運行される市内中心部と市内スキー場とを結ぶ直行バスを商品に導入するよう努めること。

イ 旅行商品の販売促進

- ・ 造成した商品について、STE2026での先行予約やその後の継続的な販売につながる実効性のある販売促進を行うこと。
- ・ 上述の「スキーバス実証実験事業」で造成予定の旅行商品（交通とリフト券のセット商品を想定）について、オンラインチャネル等を活用して販売促進を行うこと。なお、実施にあたっては、当該事業の実施主体と緊密に連携し、必要な商品情報の共有を受けるものとする。

(4) プロモーションツールの制作

(1)~(3)の業務を実施するために効果的と考えられるプロモーションツールを制作すること。なお、制作にあたっては、用途や役割を明確にし、委託者で提供可能な以下のツールとの役割分担（棲み分け）を適切に行うこと。

【委託者が提供可能なプロモーションツールについて】

- ・ 本業務を実施するために必要な場合は、委託者において「①札幌市内スキー場等を紹介するパンフレット（英語）1,000部程度」及び「②札幌の四季折々の観光の魅力を紹介するパンフレット（英語）200部程度」を用意し、受託者に提供することができる。
- ・ 受託者は、委託者からパンフレットの提供を受けた場合は、本業務で効果的に活用すること。
- ・ ノベルティについては、委託者から300部程度のメモ帳の提供が可能。
- ・ パンフレットやノベルティ等を郵送する場合は受託者で対応すること。
- ・ この場合におけるオーストラリア国内での到着先・保管場所等については、受託者が用意すること。

①https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/snowresort/documents/powder_in_sapporo_en202502_1.pdf

②<https://visit.sapporo.travel/travelinfo/pamphlet/>

(5) その他プロモーション施策等の実施

目的達成に向け、(1)~(3)を補強するプロモーション施策等を実施すること。ただし、FAM事業を実施する場合には、次の内容を順守すること。

- ・ 招請対象は、「旅行事業者」及び「スキー・スノーボードメーカーや関連ブランド」のみを可とする。
- ・ 「旅行事業者」の場合、商品造成権限を持つ者を招聘し、実施にあたっては、「札幌を含む旅行商品の造成・販売」を必須条件とすること。
- ・ 「スキー・スノーボードメーカーや関連ブランド」の場合、実施にあたっては、「自社保有メディア（カタログ、SNS、ニュースレター等）での札幌のスノーリゾートのPR実施」を必須条件とする。

(6) 実施結果の報告

本業務の実施概要、実施結果及び効果等を取りまとめるほか、次年度以降の取組に係る示唆を示した報告書を作成して提出すること。

なお、当該報告書は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

5 履行にあたっての注意事項

(1) 成果物の著作権

ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。

また、委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 秘密の保持

本業務の遂行にあたり知り得た個人情報を含む全ての情報については、本契約の履行期間及び履行後においては第三者に漏らしてはならない。

また、秘密保持については、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

(3) 環境への配慮

業務の実施にあたっては、可能な限り環境配慮に努めること。

ア 本業務においては、環境関連法令等を遵守するとともに、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。

イ 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

ウ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

エ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

オ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

カ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 その他必要事項

- (1) この業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この業務の遂行にあたり、委託者は受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るとともに、必要に応じて打合せを行うものとする。
- (3) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (4) 成果品（ブース装飾等のために作成したものを含む）はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、又は使用してはならない。
- (5) 調査の実施にあたっては、個人や企業の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。
- (6) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (7) その他業務執行にあたっては、委託者と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。